

## 第2期広島県地域福祉支援計画モニタリング指標の進捗状況一覧

達成見通しの評価 ◎:全体的に順調 ○:比較的順調 △:努力を要する ×:達成は困難

柱	施策	ページ番号	取組の方向性	モニタリング指標	現時点の実績値	モニタリング指標の目標値(目標年度)	達成見通し	現状を踏まえた具体的な対応案(△、×の場合)
<b>I 地域共生社会に対する理解の促進(P.20～22)</b>								
I 地域共生社会に対する理解の促進	1 県民の理解と行動の促進	P20～21	特定のモデル地域において、県民や地域の関係機関等に対し、課題が潜在化・重篤化する場合の共通点を調査し、早期発見・重篤化防止のための取組を検討し、福祉的な悩みを抱える人が早期に支援につながる仕組み・環境づくりを推進します。	福祉的な悩みを抱えていても安心して暮らしている人の割合と福祉的な悩みを抱えておらず、安心して暮らしている人の割合の差(福祉的課題の有無による安心感の差)	R7年4月に判明予定	福祉的課題の有無による安心感の差の減少(R11年度)	—	—
I 地域共生社会に対する理解の促進	2 多様性等への相互理解の促進	P22	個人個人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発を引き続き行うとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組を行います。 また、啓発の実施に当たっては、間違った知識や誤った認識が多くの人権侵害の要因となっていることを踏まえ、多様性に関する正しい理解の浸透を図るとともに、対象となる課題に合わせて体験学習を取り入れるなど、日常生活の中に反映されるような実践的な講座を拡大していきます。	「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合	36.0%(R6年度)	38.0%(R6年度)	△	・啓発イベントについては、ターゲットの日々の生活や仕事に関連のあるテーマの設定や出演者の起用、出演者によるSNS等を活用した効果的な啓発に関係者と連携して取り組む。 ・人権啓発指導者養成研修会については、40代の参加が全体の1割～2割程度と少なく、研修に参加しやすい環境が整っていないことや、職場の雰囲気づくりが不足していることなどが要因として考えられるため、40代のニーズが高い、「職場でのコミュニケーション」や「ハラスメント」等をテーマとし、仕事の都合に合わせて受講できる録画配信の期間を延長するなどの見直しを行うとともに、研修実施の広報について、商工関係や医療福祉団体等と連携して雇用主等へも働きかけ、意識啓発を行う。
I 地域共生社会に対する理解の促進	2 多様性等への相互理解の促進	P22	個人個人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発を引き続き行うとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組を行います。 また、啓発の実施に当たっては、間違った知識や誤った認識が多くの人権侵害の要因となっていることを踏まえ、多様性に関する正しい理解の浸透を図るとともに、対象となる課題に合わせて体験学習を取り入れるなど、日常生活の中に反映されるような実践的な講座を拡大していきます。	性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	61.8%(R6年度)	71.0%(R6年度)	△	・ジェンダー川柳コンテストについては、親やパートナー、職場の上司・同僚等、より多くの方の気づきや共感につなげていくため、県民の生活に近い企業や学校、市町等と連携を深め、規模を拡大して実施し、意識啓発に取り組む。
I 地域共生社会に対する理解の促進	2 多様性等への相互理解の促進	P.22	市町や関係団体、企業等との連携や協力を得ながら、「あいサポート運動」の多様な取組を継続して展開し、この運動に賛同・参加する人や企業を増やすことを通じて、障害や障害者に関する県民の理解促進や行動促進を図ります。	①あいサポーター数 ②あいサポート企業・団体数	①259,938人 ②846団体(R6年12月末)	①255,000人 ②940団体(R7年度)	△	①あいサポーター数については、目標を上回る伸びとなっている。 ②あいサポート企業・団体数については、目標が累計数値であるが、新型コロナウイルス感染症流行期に企業・団体への普及活動が伸び悩んだことで目標値との乖離が生まれている。新型コロナの5類移行後は単年度での増加量の目標を達成している年もあることから、引き続き県内企業・団体への訪問、依頼分の送付等により、あいサポート企業・団体認定制度の普及を実施する。
I 地域共生社会に対する理解の促進	2 多様性等への相互理解の促進	P.22	市町や関係団体、企業等との連携や協力を得ながら、「あいサポート運動」の多様な取組を継続して展開し、この運動に賛同・参加する人や企業を増やすことを通じて、障害や障害者に関する県民の理解促進や行動促進を図ります。	①学校等に対する出前講座実施数 ②あいサポート運動企業・団体数 ③県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	①18回(うち、小・中・高校14回) ②843企業・団体 ③1,465人(R6年12月末)	①49回 ②1,150企業・団体 ③2,800人(R11年末)	○	—
<b>II 多様な主体による支え合いの促進(P.23～33)</b>								
II 多様な主体による支え合いの促進	1 地域活動に携わる多様な担い手づくり	P25～27	実践的な地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶ人材養成などを通じて、身近な生活課題の解決に取り組む人材を育成していきます。 それぞれの集落の状況に応じた柔軟な地域運営や創意工夫による課題解決の取組を促進することによって、中山間地域における地域力の強化を図ります。	チーム500登録者数	776人(R7.1末)	680人(R7年度)	◎	—
II 多様な主体による支え合いの促進	2 社会とつながる機会・場づくりの促進	P.26	企業や子育て支援者・団体等と連携し、多様化する子育て家庭のニーズに応じた子供や子育て家庭に優しいサービスの提供を促進するとともに、当該取組の共有・発信を行います。	イクちゃんサービス登録店(店舗数)	6,695店舗(R7.1末)	7,300店舗(R7年度末)	△	より効果的な広報・啓発について検討する。
II 多様な主体による支え合いの促進	2 社会とつながる機会・場づくりの促進	P.26～27	学校等の公的機関とフリースクールなどの不登校等児童生徒を支援している民間団体等との連携促進など、多様な学びの選択肢を増やす取組を通じて、不登校等児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備に取り組めます。	不登校等児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合	56.3%(R5年度)	53.0%(R6年度)	◎	—
II 多様な主体による支え合いの促進	3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進	P.30	認知症に関する正しい理解を深めるため、引き続き啓発イベントを実施するとともに、子供を含む若い世代や県が連携する企業など、地域社会を構成する幅広い主体に対して認知症サポーター養成講座を実施します。	認知症サポーター養成数	369,603人(R6.12末現在)	372千人(R7年度)	◎	—
II 多様な主体による支え合いの促進	4 非常時の地域支え合い活動の促進	P32	災害リスクの高い地域に居住している人々に適切な避難行動をとっていただけるよう、市町と連携し、自主防災組織による避難の呼びかけ体制構築・実践の取組を促進します。	災害時に呼びかけを実践した自主防災組織の割合(土砂災害リスクの高い地域)	61.3%(R6年度)	64.2%(R7年度)	○	—
II 多様な主体による支え合いの促進	4 非常時の地域支え合い活動の促進	P32	市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含めた避難訓練等の取組に対して、県作成ガイドラインによる助言や先行事例の共有等により支援を行います。 また、避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援します。	計画策定の同意者のうち、策定済みの割合	R7年上期に判明予定	100.0%(R8年度)	—	—

柱	施策	ページ番号	取組の方向性	モニタリング指標	現時点の実績値	モニタリング指標の目標値(目標年度)	達成見通し	現状を踏まえた具体的な対応案(△、×の場合)
<b>Ⅲ まるごと相談支援体制の構築(P.34～35)</b>								
Ⅲ まるごと相談支援体制の構築	1 分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実	P.35	包括的な相談支援体制構築に向け、各市町への個別訪問や研修の場等において、県内外の取組事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるとともに、それぞれの市町の進捗や課題を把握した上で、総合的な伴走支援を行います。また、複合的な課題や制度の狭間の問題を解決するため、各分野が連携して、対応できる相談支援体制の構築に取り組みます。	包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	22市町(R6年度)	23市町(R6年度)	×	市町地域福祉計画の未策定はR6年度時点で2自治体。うち1自治体は、R6県研修に参加、R7年度に包括的な支援体制づくりと計画策定への具体検討を開始する予定。策定予定等が未定の1自治体については、県及び広島県社会福祉協議会による個別訪問を随時実施し、研修等への参加や計画策定に向けた働きかけを行う。
Ⅲ まるごと相談支援体制の構築	1 分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実	P.35	包括的な相談支援体制構築に向け、各市町への個別訪問や研修の場等において、県内外の取組事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるとともに、それぞれの市町の進捗や課題を把握した上で、総合的な伴走支援を行います。また、複合的な課題や制度の狭間の問題を解決するため、各分野が連携して、対応できる相談支援体制の構築に取り組みます。	地域支え合いコーディネーター養成数(研修受講者数)	129名(R6年度)	96名(R6年度)	◎	—
<b>Ⅳ つなぎ・つながる機能の充実・強化(P.36～37)</b>								
Ⅳ つなぎ・つながる機能の充実・強化	1 つなぎ・つながる機能の充実・強化	P.37	各市町が目指す姿の実現に向け、進捗や課題を把握した上で、各市町や関係機関・団体への研修・個別訪問の場等において、県内外の先行事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるなどの支援を行います。	(再掲)包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	(再掲)	23市町(R6年度)	(再掲)	(再掲)
Ⅳ つなぎ・つながる機能の充実・強化	1 つなぎ・つながる機能の充実・強化	P.37	各市町が目指す姿の実現に向け、進捗や課題を把握した上で、各市町や関係機関・団体への研修・個別訪問の場等において、県内外の先行事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるなどの支援を行います。	(再掲)地域支え合いコーディネーター養成数(研修受講者数)	(再掲)	96名(R6年度)	(再掲)	(再掲)
<b>Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ(P.38～45)</b>								
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。	発達障害者支援センターによる相談支援件数	1,068件(R7年1月末)	2,092件(R6年度)	△	実績が見込を下回っているが、センターにおいて相談を断る等のケースはない状況。一部市町においては初歩的な対応をセンターに頼らず対応出来るようになったことから、利用者が減少している。相談窓口としての周知に努めるとともに、二次支援機関として、困難事例等に対応をしていく。
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。	発達障害者支援センター及び発達障害者支援マネジャーの関係機関の助言	110件(R7年1月末)	255件(R6年度)	△	実績が見込を下回っているが、センターにおいて相談を断る等のケースはない状況。一部施設においては初歩的な対応をセンターに頼らず対応出来るようになったことから、利用者が減少している。コンサルテーション機能の周知に努めるとともに、二次支援機関として、困難事例等に対応をしていく。
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。	発達障害者支援センター及び発達障害者支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発	87件(R7年1月末)	147件(R6年度)	△	実績が見込を下回っているが、センターにおいて相談を断る等のケースはない状況。一部市町においては基礎的な研修・啓発等をセンターに頼らず対応出来るようになったことから、利用者が減少している。相談窓口としての周知に努めるとともに、二次支援機関として、困難事例等に対応をしていく。
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。	発達障害者支援地域協会の開催	1回(R6年度)	2回(R6年度)	◎	—
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。	・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	R7年6月に判明予定	432人(R6年度)	—	—
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。	・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者	R7年6月に判明予定	49人(R6年度)	—	—
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。	・ペアレントメンターの数	93人(R7年1月末)	90人(R6年度)	◎	—
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	2 発達障害児・者への支援の充実	P.40	発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。	・ピアサポート活動への参加人数	R7年6月に判明予定	345人(R6年度)	—	—
Ⅴ 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	6 矯正施設退所者等の地域定着支援	P.40～45	矯正施設退所者等が地域社会において生活基盤を持ち、社会参画が果たせるよう、県地域生活定着支援センターと、刑事司法関係機関、就労支援機関、福祉等関係機関との間で情報共有や意見交換を行い、福祉的支援の充実や就労支援・職場定着の促進に取り組みます。	広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※(3年平均)	80%(R3～R5平均)	88%(R4～R6平均)	△	目標水準までは至っていないが、年度ごとの定着率は概ね増加傾向にある。引き続き、関係機関と連携して矯正施設退所者等への支援に取り組む。(定着率：R2:53%、R3:67%、R4:95%、R5:78%)

柱	施策	ページ番号	取組の方向性	モニタリング指標	現時点の実績値	モニタリング指標の目標値(目標年度)	達成見通し	現状を踏まえた具体的な対応案(△、×の場合)
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	6 矯正施設退所者等の地域定着支援	P45	「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築に取り組むとともに、犯罪や非行をした人たちの更生について、県民の理解促進を図ります。	県が就労支援した人の就労継続率	R7年4月に判明予定	90%(R7年度)	—	—
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	6 矯正施設退所者等の地域定着支援	P45	「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築に取り組むとともに、犯罪や非行をした人たちの更生について、県民の理解促進を図ります	地方再犯防止推進計画を策定した市町の数	R7年4月に判明予定	20市町(R7年度)	—	—
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	7 外国人が安心して生活できる環境整備	P.45	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災・教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組めます。日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	生活で困っていることがない(困った時に、すぐ相談できるを含む)と答えた外国人の割合	66.5%(R6年度)	65.0%(R6年度)	◎	—
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	7 外国人が安心して生活できる環境整備	P.45	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災・教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組めます。日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	キーパーソン活動市町数	1市(R6年度)	6市町(R6年度)	×	具体的な優良取組事例の紹介を通じて事業参画を促進 外国人の情報共有の場として重要な役割を担う外国人コミュニティを新たに支援し、キーパーソンの発掘に繋げる
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	7 外国人が安心して生活できる環境整備	P.45	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災・教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組めます。日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	Facebookフォロワー数	5,163人(R6年度)	4,800人(R6年度)	◎	—
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	7 外国人が安心して生活できる環境整備	P.45	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災・教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組めます。日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	取組方針が策定された市町数	2市(R6年度)	5市町(R6年度)	×	具体的な優良取組事例や授業への活用方法等の紹介を通じ、事業参画を促進
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ	7 外国人が安心して生活できる環境整備	P.45	外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災・教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組めます。日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。	空白地域への新教室の開講	4地域(R6年度)	8地域(R6年度)	×	対面開催が困難な地域等を対象としたオンライン地域日本語教室を開講
VI 総合的な権利擁護体制の構築(P.46～53)								
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実	P47	福祉サービス利用援助事業(かけはし)の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保・質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。 各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組めます。 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組めます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。	包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	(再掲)	23市町(R6年度)	(再掲)	(再掲)
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実	P47	福祉サービス利用援助事業(かけはし)の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保・質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。 各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組めます。 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組めます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。	市町の権利擁護支援の担い手育成数(研修参加者数)	R7年4月末に判明予定	46人(R6年度)	—	—
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実	P47	各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組めます。 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組めます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。	権利擁護支援における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数	14市町(R6年度)	23市町(R8年度)	○	—

柱	施策	ページ番号	取組の方向性	モニタリング指標	現時点の実績値	モニタリング指標の目標値(目標年度)	達成見通し	現状を踏まえた具体的な対応案(△、×の場合)
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実	P47	各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組めます。 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組めます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。	成年後見制度の受任可能者数(親族を除く)	R7年4月に判明予定	1,048人(+90人)(R6年度)	—	—
VI 総合的な権利擁護体制の構築	1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実	P47	各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組めます。 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組めます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。	(活動指標) 成年後見制度市町研修の受講申込者数	76人	—	◎	—
VI 総合的な権利擁護体制の構築(P.46~53)	2 虐待・DV防止対策の充実	P.48~50	[児童・DV] ○ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、体制強化や研修等により、県子ども家庭センターや市町の機能の強化に取り組めます。 ○ 社会的養護において子供の意見を踏まえた支援を行うため、職員による処遇決定時等の子供の意見聴取はもとより、県子ども家庭センターの一時保護所や児童養護施設等で、第三者による意見表明支援を行います。	児童虐待により死亡した児童数	1人(R6年度)	0人(R6年度)	×	死亡した児童は広島市の所管ケースで、これまでに県子ども家庭センターでの関与はない。今後、広島市において、虐待死亡事案として検証し、必要な対策が講じられる見込みだが、時期等詳細は未定。
VI 総合的な権利擁護体制の構築(P.46~53)	2 虐待・DV防止対策の充実	P.48~50	[児童・DV] ○ 暴力の加害者にも被害者にもさせないため、発達段階に応じた予防教育やデートDV予防講座の実施校の拡大等、若年層からの教育・啓発の充実を図るとともに、DVに関する相談窓口の周知や、家庭に接する機会のある関係者への研修等、暴力被害の早期発見・相談に向けて取り組めます。 ○ 西部子ども家庭センターに、困難な問題を抱える女性への支援の中核となる「女性相談支援センター」を設置し、広報周知を図るとともに、市町における支援調整会議の設置促進を図り、関係機関と連携した支援の仕組みづくりに取り組めます。	若年層における交際相手からの暴力の認識率(精神的暴力)	63.4%(R5年度)	72.0%(R6年度)	○	—